

って取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

(3) 一方の締約国の居住者が(1)及び(2)の財産以外の財産の譲渡によって取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。」

仮に、貴社の支店が存在する時点で、これらの資産の本店への移行を行わずに譲渡を行った場合には、次のように上記の課税関係とは異なることとなります。

すなわち、不動産についての課税関係は変わりませんが、株式、設備等の譲渡損益も課税の

対象とされます。したがって、株式、設備等につき譲渡損が生じた場合には、不動産に係る譲渡益からこの譲渡損相当額の控除ができることとなります。

また、恒久的施設が存在しない場合におけるこれらの資産の譲渡益に対しては、法人住民税の課税はありませんが、恒久的施設の存在中に行った資産の譲渡益については法人住民税が課されることとなります。

(税理士 小沢 進)

“譲渡所得”に関連する所得税法及び租税特別措置法の通達すべてを逐条詳解!

## 逐条詳解

税理士 船田健二 (元国税庁資産税課課長補佐) / 監修  
◎B5判・加除式・全2巻・本体価格25,000円(税別)〈〒実質〉

# 譲渡所得関係通達総覧

### ●複雑かつ多様な譲渡所得に関する実務に 必須な通達を網羅!

法解釈だけでなく、通達の解釈・理解が必要とされる譲渡所得に係る実務のより円滑な遂行に資するため、所得税法及び租税特別措置法の関連通達を網羅し、逐条的に詳解しています。したがって

- 資産等の譲渡を検討する際の適用要件の確認をしたいとき
  - 資産等を譲渡したときの課税所得金額の算出をしたいとき
  - 確定申告時に確認をしたいとき
- などの各場面をはじめ、譲渡所得をめぐるさまざまな場面で活用いただけます。

### ●理解しやすい立体的な解説方式!

各通達は、項目とその改正経過を枠で囲い、各項目ごとに次の要領で解説しました。

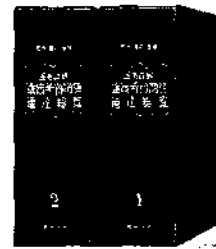
【注釈】各規定の趣旨、意義等について詳細かつ多角的な視点で解説しました。

【個別事例】譲渡所得に関する実務処理上、実際に生じた疑問や起こりそうな問題を問答形式で取り上げて、実務に活かせるよう配慮しました。

【判決要旨】各規定に関連する代表的な裁判例については、要旨を該当する箇所に掲げ、判決年月日・裁判所名・事件番号・出典を表示しました。

【裁決要旨】各規定に関連する国税不服審判所から公表された代表的な裁決例については、要旨を該当する箇所に掲げ、裁決年月日・出典等を表示しました。

【参考法令等】各規定を理解するために必要な範囲で、他の法令の規定等を掲げました。また、特に各項目に関連の深い個別通達を該当する箇所に掲げました。



詳細  
カタログ  
送呈中!

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17



第一法規

TEL(03)3404-2251  
FAX(03)3404-2269

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶ 支店閉鎖に伴う資産の処分に係る課税関係

**Q** 当社は医薬品の販売を営むドイツ法人の日本支店ですが、このたび、日本支店を閉鎖し日本から撤退する予定です。

この日本支店の閉鎖に先立って日本支店の有する主要な資産（店舗として使用していた土地、建物、株式、設備等を含む）をすべて本店に移行しました。

当社としては日本支店閉鎖後に、すなわち日本に恒久的施設が存在しなくなった時点からこれらの資産の譲受人があればこれをすべて売却する予定です。

このような場合、これらの主要な資産の譲渡損益についてわが国でどのような課税が行われるのでしょうか。

**A** ご質問のケースでは、日独租税条約第13条（譲渡収益）の規定に基づいてその課税の有無が決まるものと思います。

ここで留意すべき点は、貴社の判断では、その譲渡の時点では貴社はわが国に恒久的施設が存在しないとのことですが、恒久的施設の有無は事実認定に係るものとしてその判断は慎重に行うことが必要です。ここでは、ご質問による前提条件、すなわちわが国に恒久的施設がない場合について回答いたします。

貴社の有する土地・建物の譲渡益はわが国の法人税の課税の対象となります。

また、この土地・建物の譲渡については、原則としてその譲渡対価を受領する際に10%の税率による源泉徴収課税が行われます（所得税法第161条第1号の2、第213条第1項第2号）。この源泉徴収税額は法人税額から控除されます。

株式、設備等につきましては、その譲渡益に対する課税ではないこととなります。また、これらの資産について譲渡損が生じた場合であっ

ても、上記の不動産の譲渡益からその譲渡損相当額の控除はできないものと解されます。

上記の回答の根拠となる日独租税条約第13条の規定は次のとおりです。

「(1) 第6条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす動産（この条においては、(1)の不動産以外の財産をいう。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る動産の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行われる当該恒久的施設又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る動産の譲渡によ